

公益社団法人福岡中部法人会 役員、委員等への就任に関する内規

第 1 条 この内規は、本会の活動及び運営の効率化及び円滑化を図ることを目的として、必要な事項を定める。

第 2 条 会長は、役員改選に当たり、会員たる法人の代表者又は役員（代表者又は役員であった者を含む。）で本会の副会長（ただし、役員候補者となる者を除く。）及び副会長を経験した者の内から会長が選任した 3 名以上 7 名以内の者と専務理事を委員とする「役員候補者選考小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置し、次条に定める役職に就く候補者の選考を諮問することとする。

- 2 小委員会は、委員の互選により委員長を選出し、委員長は、「役員候補者名簿」を遅くとも定時総会開催の 2 ヶ月前までに作成して会長に答申しなければならない。
- 3 小委員会は、次期役員候補者の選考に当たって現役員から意見を徴することができる。
- 4 小委員会の会議は、過半数以上の委員の出席により成立するものとし、役員候補者の決定には、当該候補者について出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とするものとする。
- 5 小委員会の委員は無報酬とし、その任期は役員名簿の答申をもって終了する。
- 6 小委員会の委員は、役員候補者の選考に関し、知り得たこと等選考過程における一切のことについて、任期中はもちろん任期後においても守秘義務を負う。
- 7 小委員会の答申した役員候補者名簿は、定時総会議案の原案として、会長から理事会に提出されるものとする。

第 3 条 小委員会は、次の役職に就く候補者を選考することとする。

- (1) 副会長及び監事
- (2) 各委員会の委員長及び副委員長
- 2 候補者の決定に当たっては、同一候補者を複数の役職の候補者とすることはできない。
- 3 各部会の部会長として選任された者（選任される見込みの者を含む。）を候補者とするとはできない。

第 4 条 各委員会の副委員長となる者及び各支部の支部長として選任された者は、理事となるものとする。

第 5 条 第 4 条に定める各役職者が任期途中で退任するなど不在となる場合には、それぞれ次のように後任者を選任し、前任者の残任期間について当該役職に就任させることとする。

- (1) 委員長及び副委員長については、理事会において選任（現理事以外の者を理事として選任する場合を含む）するものとする。
- (2) 支部長及び部会長については、当該支部又は当該部会において後任者を選任し、理事会に報告するものとする。
- 2 前項の定めにより選任された者については、就任後最初の総会において承認を得なければならない。

第 6 条 副会長、委員長、副委員長、監事の任期は定款第 22 条第 3 項の定めにより 1 期 2 年とし、通常総会の終結の時までとするが、再任期間については 3 期（6 年）とする。

- 2 第 1 項の定めにより、役員が退任した場合は、その退任後 4 年を経過した後でなければ当該役職に再度就任することはできないこととする。

付 則

1. この内規は、平成 16 年 8 月 5 日に施行し、平成 17 年に開催する定時総会の日から適用する。
2. 平成 8 年 11 月 1 日一部改正
改正後の内規については、平成 19 年に開催する定時総会において選任された役員から適用することとし、一部改正時点において第 8 条の定めに抵触することとなる役員については、平成 21 年に開催する定時総会において再任することはできない。
3. 平成 24 年 11 月 19 日一部改正